

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	結 業 年 度	法人名					
・	・		()				
・	・						
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「52の①」)	21	円		
			機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	22			
			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23			
			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24			
			当 期 分	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25		
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26		
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「64の②」)	27		
			前 期 分	当期分の特別控除額の合計額 $(26) - (27)$	28		
				総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29		
				総調整前連結税額基準額の残額 (29) 又は $((29) - (26))$	30		
			繰越税額控除可能額の合計額	連 結 事 業 年 度	平 . . . (各連結法人の(44の①)の合計)	31	
					平 . . . (各連結法人の(44の②)の合計)	32	
					平 . . . (各連結法人の(44の③)の合計)	33	
					平 . . . (各連結法人の(44の④)の合計)	34	
			合 計		35		
			調整前連結税額超過構成額	連 結 事 業 年 度	平 . . . (別表六の二(十六)「60の②」)	36	
					平 . . . (別表六の二(十六)「61の②」)	37	
					平 . . . (別表六の二(十六)「62の②」)	38	
					平 . . . (別表六の二(十六)「63の②」)	39	
			合 計		40		
当期分の特別控除額の合計額 $(35) - (40)$		41					
法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (41)$		42					
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 算	税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又は 事 業 年 度	前期繰越額 又は 当期税額 控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 $(43) - (44)$		
		平 . . . ①	43	44	45		
		平 . . . ②	円	円	外 円		
		平 . . . ③			外		
		平 . . . ④			外		
		計		(17)			
当 期 分	(5)	(9)	外				
合 計							

別表六の二十五の二 平二十四・一・十以後終了連結事業年度分

別表六の二（十五の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項又は第3項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、震災特例法第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の3《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（十六）の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。